# 平成27年度第1回出雲市入札制度等監視委員会 議事概要 (ホームページ公表用)

開催日及び場所	平成 27 年 5 月 29 日 (金) 15 時 00 分~17 時 00 分 出雲市役所 5 階 入札室			
委員	委員長 河原 荘一郎 (松江工業高等専門学校教授) 委 員 野村 泰弘 (島根大学大学院法務研究科教授) 周藤 滋 (弁護士) 遠藤 泰夫 (出雲市自治会連合会会長) 横田 笑子 (税理士)			
審議対象期間	平成 26 年 10 月 1 日~平成 27 年 3 月 31 日			
報告事項	(1)入札方式別発注工事の状況について (2)指名停止の運用状況について (3)低入札価格調査制度の運用状況について (4)苦情処理の運用状況について (5)その他			
	抽出案件(3件)		備考	
審議事項	一般競争入札 (簡易型)	1. 平田消防署 庁舎建築工事	抽出の考え方 (抽出担当:遠藤委員) ・今回は次の観点から抽出した。	
	一般競争入札 (簡易型)	2. 平田消防署 庁舎電気設備工事	①契約金額が高いこと。 ②特定建設工事共同企業体を対象としていること。 ③落札率が100%であるこ	
	指名競争 入札	3.市道山根22号線外2線道路美装化工事	と。 ④契約金額が高いにも関わらず、指名競争入札であること。	
委員からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問		回 答	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による 意見の具申また は勧告の内容	抽出事案その2については、今回は判断を保留する。事務局が積算の内訳の確認等行い、その状況を次回委員会に報告する。			

# 【報告事項について】

- (1) 入札方式別発注工事の状況について
- (2) 指名停止の運用状況について
- (3) 低入札価格調査制度の運用状況について
- (4) 苦情処理の運用状況について
- (5) その他

(0) (0)	
意見・質問	回答
① (1) ~ (3) 特になし	① -
② (4)の件 成績評定が56点というのはどのく らいの成績か。	②工事は、平均点が78~79点ぐらいである。50点台は、年間に1件あるかないかで、悪い評定である。出来たものが悪ければ検査において指示し手直しさせる。今回の点数の原因は、出来た物は良かったが、完成に至るプロセスや施工体制がマイナスの大きな原因であった。
この業者は、56点の前の年は何点か。	昨年この業者が他の工事では、大体平 均点をとっている。悪かったのは、こ の1件である。

#### ③その他の件

平成21年度~平成26年度建設工事の発注金額別入札状況について、平成21年度の507件から平成26年度は323件と3分の1以上減っている。このうち、500万円以下の件数が大きく減少しているように感じるが理由はあるのか。

その中でも500万円以下の減り具合が目立つ。この資料には随意契約分が入っていないのか。

随意契約分が入ると、件数が変わって くるかもしれない。

③全体的に予算規模が小さくなってきており、平成26年度の普通建設費が70億ぐらいだと思う。そのうち入札を行ったのが56億ぐらいである。平成21年度のころは、10~15億金額が大きかったと思う。全体的に縮小している。

入っていない。

変わると思う。

④その他「入札希望価格」の件

入札希望価格は入札の額を下げるためのものである。デフレの時代ではなく、資材費が高騰している状況の中でそれは逆行しているのではないか。予定価格の積算は上昇しているのか。

④単価改訂が行われて積算した結果、適 正な価格を予定価格として設定してい る。単価改訂により上がったり、下が ったりする。この金額に対して希望価 格を設定している。

以前は、95%超える落札率のものは 談合の疑いがあると議論された時代も あった。

単価が変わって工事の積算額が変われば入札希望価格も当然上下する。

実際のところは、単価は上がっているのか。

資材費も人件費も上がっている。以前 は年1回の改定が通例であったが、最 近は東京オリンピックや東日本大震災 の関係で技師や技術職員が人材不足と なっている。よって人件費も上がって おり、現在は年2回、あるいは3回見 直しがされている。

上がってなければ、業者には酷だと思った。

⑤適正な積算による予定価格であれば、 見積額と近接しているのが理想的で あると思う。本来そうだと思う。それ をあえて予算の観点から下げさせる ために設定するのは、果たして合理性 があるのかと思う。

⑤島根県はそのまま予定価格を公表して いる。国は、事前公表はあまりよくな いと言っている。

市は、国の考え方もあるので、予定価格をそのまま出すのは避けるべきだということで、ある程度目安になる価格という考え方から、少し下げた希望価格を出している。これが主流ということではない。

95%を下回るようにという気持ち はわかるが、それ以上だと談合の恐れ を疑われるというのは、あまり説得力 がないような気がする。

入札希望価格を導入しているところ は、全体的には主流なのか。少数派な のか。

国としては、予定価格をそのまま出す のは望ましくないということであれ ば、別の方法、入札希望価格を推奨す るということでもないのか。 近隣では、松江市、広島市の例があるが、少数派である。

そういうわけでもない。

あまり恣意的になってもいけないので、制限がかけてあるが、業者は傾向を読んでいくという感じがあれば、果たしてどちらが健全なのかと思う。そのあたりが出雲市入札制度検討委員会においてどの程度議論されているのかと思う。

工種によっては、ほとんど希望価格が 無視されている分野とそうでない分 野がある。なぜそうなっているのか。 そのあたりはどのようにみているの か。

業者の数が少ない工種については、談合はしなくても、お互いの出方が読み やすいということがあるのか。

結論として、希望価格を設定することによって、出雲市として意義があると考えているのか。

そうであれば、上限拘束性のある予定 価格のほうが、より合理的である。

⑥一時期には、予定価格の事前公表をどこでもやっていたが、今は、予定価格の事前公表はあまりよろしくないという国の指導があって、希望価格を公表しているということか。

希望価格は、あくまでも予定価格と最低制限価格の間の金額である。業者が適正に見積もりをされると、入札額は一番上に近い金額となるのが普通である。そうはいっても、業者数が多いと落札するために希望価格より下げて入札するということもあると思う。

そうかもしれない。

金額だけではなく、希望価格を提示することによって、業者の方がそれに応えていただくと、不落がなくなってくる。

一度入札が不調に終わると、再度手間 や期間をかけて入札をしないといけない。場合によっては、年度内に終わら ないとか、学校関係であると、夏休み の間に終わりたいというものが、終わ らなくなってしまうというようなこと がある。

希望価格が目安として業者の方の判断 材料となれば、比較的不調がなくなる のではないか。

そうだとは思うが、国はそれを良しと していない。

⑥はい。島根県は独自の判断で予定価格を事前公表されている。予定価格がおいと、職員への働きかけなどが過去にあったようであり、職員へたようであり、職員へためががプレッシャーやストレスをさけるたてしてもである。国としても、そういうことがあったにしてがなるのまま出すのはいかがなもかという考え方である。

こういうことから、市としては、希望 価格を公表している

格が計算しやすく、低入札になりやすいという懸念もある。 低入札になるよう。

予定価格をそのまま出すと最低制限価

低入札になると、そのしわ寄せは労働者に行く。一定の金額以下の入札は失格としているが、上限額が決まってしまうと最低制限価格がわかり、低入札を助長するのはよろしくないというのが国の考え方である。

最低価格を明らかにするのはよくないのか。

最低制限価格より下は失格になるが、 調査基準価格は、業者から事情聴取し 審査をしたうえで、場合によっては契 約できることになっている。

一長一短あるようだが、談合や不当な ダンピングでずさんな工事をされる という弊害をどう防ぐかというよう なことをどう工夫するかということ だと思う。よくわかりました。

# 【審議事項について】

### 1) 平田消防署庁舎建築工事

意見・質問

回答

① 入札公告の2 入札に付する事項において、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」についての記載はどういう目的か。とりわけ入札の関係では、「解体工事の費用又は再資源化等の費用を積算した上で入札すること。」と記載されている。積算した金額が入札の結果にどう反映されるものなのか。

① 建築工事、土木工事において、分別解体が必要なものであり、将た解体ンクリーをなるであったり、将では、なる。とのであるでは、なる。とのでは、なるのである。とのでは、解体に係る。とのでは、解体のののでは、解体のののでは、解体のののでは、解体のののでは、解体ののののでは、解体ののののでは、解体ののののでは、解体のののでは、解体のののでは、解体のののでは、解体ののののでは、解体ののののでは、解体ののののでは、解体ののののでは、解体のののでは、解体のののでは、解体のでは、ののののでは、解体ののでは、をしている。

そうすると、この積算価格が高い、低いということで入札が左右されるということではないということか。

はい。

あまりかけ離れた数字がでてくると、 本当にそれでできるのかということ か。 そういう可能性はあるが、これによって大きく違うということはない。

②落札した共同企業体を構成している業 者は全部平田か。	はい。
入札に参加した企業体が3者では少ないようだが。	29ページに入札結果を掲載している。3つの共同企業体が応札している。大体このくらい、2~3の入札者数である。
③共同企業体だから応札は少ないのだろ うが、あとの2つは予定価格を上回っ ているわけか。	はい。
解体工事の費用又は再資源化等の費用 は予定価格に含んで計算されているの か。	はい。
2) 平田消防署庁舎電気設備工事	
意見・質問	回答
①落札率100パーセントはめったになく、びっくりしている。	①偶然としかいようがない。年に1件 ぐらある。一般競争入札であるが、 13者がた。一番といったで がなれただいた。一番がいた。 ではれまま100パーセンの がたまかった。 ではるのところで作るのはないで を表現備しているでででではない。 を表現でででででででででででででででででででででででででででででででででででで
②以前にもこの委員会において、100 パーセントのものがあったようだ。随 意契約であったように記憶している。	②ゼロではない。1年に1件か、2年に 1件かある。
今回は複雑ですね。	前回の委員会において、農業用施設災害復旧工事の件があった。これは、単純工種のみで積算されたものである。すでに、労務単価が公表されており、歩掛等も国土交通省から公表されているなか、同額ということはあり得るかもしれませんとお答えさせていただいた。

③100パーセントもさることながら、 13者も入札して、1者のみが予定価格通りで、他は全部予定価格超過である。そういうことがないように希望価格をせっかく公表しているのではないか。

電気関係は幅のとりにくい工種かもしれないが、本件についてはともかく、過去においてどれだけ硬直性があるかについて、真剣に、事後的でも検討される必要があるのではないか。しばよういうことがあるとすると、場合によっては大問題になるのではない感覚をもっていただきたい。

異常な数値が出た場合は、なぜこうなったのかということを検討していただきたい。

金額だけによる入札か。

はい。

はい。

④確かに不自然なところが感じられる。特に電気工事は、設備の部分は価格に電気工事は、設備の部分が落れた。自分が落れてもので、自分がおころなのと競争がおこ方もからと思えば、ものとはないか。相手方の出方の出方のではないかと思ういのではないかと思ういではないかと思ういるというない。とうにもない。

④入札と一緒に工事の積算内訳書がでて いるので、その内容の違いを検討する。

- ⑤電気工事については、入札希望価格ではなく予定価格を公表したほうがよいのではないか。そのほうが競争になるのではないか。入札希望価格を出している意味がない。工種によって変えてもよいのでは。
- ⑤確かに電気工事は落札率が高い。その 工種だけを予定価格公表に変えるとい うのはできにくい。
- ⑥硬直性のある業種については、それに ふさわしい入札方法を考えるというの が適正な対応ではないか。
- ⑥入札制度検討委員会に、本委員会において意見があったことを提案して、検討してみたい。
- ⑦あるいは、設計額が低めになっている のではないか。積算が現状にあってい ないのではないか。

予定価格を超える応札は、その1でも 2件あった。予定価格を超えることが 逆に気になる。それだけ出さないと工 事ができないのではないか。積算が現 状にあってないという心配もある。 ⑦見積金額そのものを積算に計上しているのではない部分がある。そういうと ころで金額に差がでてくる。

- ⑧その3では逆に全部予定価格内である。
- ⑧基本的には、単価改訂が行われるのが 原則年1回である。

本件工事の入札は3月で年度の最後の 頃である。年度の最初のほうで単価が 改訂され、それから半年、1年経過す ると市中の労務単価、資材単価が上が っているが、市が使っている積算規準 はそのまま据え置かれているということ とになる。よって設計金額そのものが、 入札時点で比べると以前の単価である ため、低めの設計額になるということ はあるかもしれない。

だからといって、市だけで単価を切り替えることはできない。年度の最後のほうになると、こういった傾向が出てくる可能性がある。

⑨事務局の対応について、今の段階でどのようにかんがえているのかもう一度説明をしてください。	⑨一番安く落札したとこが100パーセントでそれ以外は全部高いとときに積いるときに利力とときに入りまするとが、これをおけるとが、これを提出してもらうが、えて、何の内訳書を提出し思う。そのうえはれを比較しているとがあるということが、とった対策について報告する。なかなか、違いの状況について、次回報告する。
⑩本当に希望価格がよいのか、こういう特別な工種の場合には予定価格をはっきりと公表したほうが疑念も招かないのではという意見があり、それを入札制度検討委員会に報告していただきたい。	⑩報告する。
①積算の単価がもともと低すぎたということであれば、不自然さはかなり解消されるところもある。	①低すぎたというわけではなく、改訂時期の問題である。調査に基づいて新しい単価が発表になり、それに市が切り替えていく。その時期は年度の最初になので、3月頃の発注ということに近年なので、3月頃の発注ということに近くなると、ほぼ1年近くたっている。近年は労務単価、資材単価が上がってもしおり、積算が低めに出てきたのかもしれない。
企業の考えている価格とズレはないの か。	ズレはあるかもしれないが、それを全 部認めることはできない。
②年度当初のものはあまりズレがないということであれば、前期分を調べたらどうか。	②電気工事は、全体的に落札率が98、 99パーセントなど高めである。 100パーセントというのはこれだけ だと思う。
<ul><li>③端数がほとんどない金額であれば、 100パーセントということもわから なくない。そういう意味では、偶然の 面もあったかもしれない。</li></ul>	

#### 3) 市道山根22号線外2線道路美装化工事

#### 意見 • 質問

回答

①「入札参加資格の設定について」の資料は財務規則か何かの抜粋か。

舗装工事は指名競争入札以外ない。等級はAとBに分かれているが、一般競争入札ではなくて、全部指名競争入札ということか。金額が7千万円でも指名競争入札である。例えば土木工事の場合は1千万円から一般競争入札である。バランス上、なぜ舗装工事はそういうルールなのか。

業者数が限られているから指名競争入 札ということか。 ①入札制度検討委員会において検討、決定した内容について、まとめたものである。

アスファルト舗装工事は特殊な機械が 必要であり、市内業者数も限られてい るので、全てを指名している。 そうすると結果的には一般競争入れた

そうすると結果的には一般競争入札を やっているような形である。そのラン クに登録された業者を全て指名してい る。

業者数が限られていること、専用の特殊な機械を保有し、かつ技術が必要なこともあり、誰でもよいという一般競争入札のようなわけにはいかないということである。

舗装工事の建設業許可がある業者の方にしかできない。ある程度限られた数の業者の方が全て市に申請登録されており、その方を指名している。

ただし、ランクによって指名数が変わってくることはあるが、基本的には全社を指名している。工種として特殊性があると考えている。

土木工事の場合は、建設業の許可を受けておられる方がたくさんあるので、 入札条件にあった方に入札していただくということで一般競争入札を行っている。